

令和4年第12回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和4年12月27日（火）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第12回座間市農業委員会定例総会議事録

令和4年12月27日、第12回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 加藤 博之 | 8 小野 たづ子 |
| 2 吉川 充 | 9 井上 俊春 |
| 3 曾根 覚 | 10 小泉 聡 |
| 4 鈴木 寛幸 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝 | 12 大矢 義孝 |
| 7 大木 秀春 | |

会議を欠席した委員

- 5 小林 多賀雄

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

- 大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | | |
|---|------|----|-----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長 | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事補 | 束田 | 佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第22号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 議案第50号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 5 議案第51号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第52号 農用地利用集積計画について（令和4年末更新分）

その他

午後 1 時30分開会

議長 ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。
これより令和 4 年第12回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。
それでは、本日の議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。
なお、5 番小林多賀雄委員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。
日程第 1、議事録署名委員の指名について。
座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、1 番加藤博之委員、7 番大木秀春委員の兩名を指名いたします。

次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 4 年11月25日（金）から令和 4 年12月26日（月）までの概要でございます。

先月、11月25日（金）、この場所におきまして、令和 4 年第11回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、5 件、7 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、2 件、4 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、1 件、1 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2 件、14筆の合計 3 議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

12月20日（火）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 3 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。
次に、日程第3、報告第22号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第22号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。
農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年12月27日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

法第4条届出につきまして、地目、田が1筆、地積、125㎡、畑が筆数合計3筆、地積、1,167㎡でございます。

法第3条許可申請につきましては、記載のとおりでございます。

合計が、田が1筆、地積、125㎡、畑が5筆、地積、5,443㎡、筆数合計が6筆で、地積合計が5,568㎡でございます。

以上です。

議長 ただいま、報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。
次に、日程第4、議案第50号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第50号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。
別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年12月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料2ページをご覧ください。

譲渡人ですが、座間市栗原■■■■にお住まいの■■■■さん。

譲受人は、座間市栗原■■■■にお住まいの■■■■さんです。

土地につきましては、番号1、栗原字小池谷■■■■、地目、畑、地積、2,277㎡。

番号2、栗原字小池東原■■■■、地目、畑、地積、1,999㎡です。

案内図につきましては、資料3ページをご覧ください。

相武台東小学校東側に位置する市街化調整区域の畑、1筆と、座間洋らんセンター西側に位置する畑、1筆でございます。

譲受人の■■■さんですが、市内栗原において、有限会社座間洋らんセンターの代表取締役を務め、高度な栽培技術を確立し、栽培規模は県下最大でございます。

今回は、■■■さんが洋らんセンターの西側にある農地と、相武台東小学校東側にある農地を取得する申請でございます。

お手元の営農計画書を御覧ください。

この営農計画書によりますと、洋らんセンター西側の農地は、大型施設園芸に必要な補助温室用地として利用すること。それから、相武台東側の農地は、■■■さんが部長を務める農協の青壮年部において、座間農業のブランド化に取り組むため、咲き終わったランを緑肥として活用し、循環型農業を目指す圃場として利用することです。

耕作面積は、約1万1,000㎡でございます。そのうちの一部の農地は、新規就農者に貸し付けております。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第50号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件につきましては、先月から引き続きこの問題を論議しているわけでありまして、いろいろな、現状と事業計画等々が出てきておりまして、これに基づいてしっかり行うという条件付で、農地部会としてはいいのではないかという形で承諾は得ています。

今回はこういった形で、現状と事業計画という形でしっかりとしたものが出てきておるので、それで見守っていこうではないかということで論議しています。

以上です。

議長 議案第50号の地区担当委員は大木秀春委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大木委員 今、部会長がおっしゃったとおり事業計画書を見て、現場を見て、あと本人ともお

話をして、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第50号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、農地部会長報告は「承認」であります。農地部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第50号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議案第51号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第51号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を
引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年12月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料5ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市四ツ谷■■■■にお住まいの■■■■さん。引き続き
農業経営を行っている期間は、令和2年1月30日から令和4年12月27日まで。

特例適用農地でございますが、番号1、四ツ谷字堀向■■■■、地目、畑、地積、42㎡。
番号2、四ツ谷字堀向■■■■、地目、畑、地積、760㎡。番号3、四ツ谷字大東■■■■、
地目、畑、地積、851㎡。番号4、四ツ谷字中川原■■■■、地目、田、地積、249㎡。
番号5、四ツ谷字下川原■■■■、地目、畑、地積、2,137㎡の合計5筆、地積が4,039
㎡でございます。

こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。御承知のとおり
こちらの証明は、納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出する証明で
ございます。

■■■■さんにつきましては、納税猶予の適用を受けて、今回が11回目の申請でござい

ます。

場所につきましては、資料の6ページから8ページを御覧ください。

主要地方道町田厚木線の東側の畑、2筆、海老名市境付近の鳩川西側の田が1筆、それから、新田宿グラウンド南側の田が1筆、畑が1筆でございます。

農業経営としましては、本人のほかに息子さん夫婦によりまして、水稻作や露地野菜を作付し、そのうちの一部は特定貸付として農業公社に貸し付けております。

農機具は一通り所有しておりまして、全体の農地面積は、田が1,100㎡、畑が3,563㎡の合計4,663㎡でございます。

内容につきましては以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第51号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

　　本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

　　飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 　　それでは、報告します。

　　本件の畑の1番、2番につきましては、いろいろな野菜類が作付されておまして、タマネギ、普通のネギ、ニンジン、キャベツ、ホウレンソウ、ダイコン等々が作付されていて、特に、1、2番は問題ないと思います。

　　それから、あと回っているのが、4番ですけれども、4番については、少し草だらけな状態になっていまして、隣に若菜推進委員がおられる関係があつて、状況を何とかするようにということでお願いしています。今日、結果報告をしていただくことになっているので、若菜推進委員、よろしかったらお願いします。

　　それでは、先に次に行きます。

　　5番のところですが、ここも一部、草が出ております。ここは全体的には小麦を作られているのですけれども、4分の1ぐらい水たまりができてしまうということで、草が出ています。だから、そういったことを含めて、ここは草刈りを行っていたらこうということで、これも若菜推進委員のほうから話してもらおう形を取っています。

　　以上です。

議長 　　議案第51号の地区担当委員は小泉 聡委員です。

　　地区担当委員としての発言を求めます。

小泉委員 今、部会長が話されたとおりで、1、2、3については、特に問題はないです。

4、5について ■■■■■ さんに会って話を聞いてきました。今お話のように草が出ている、耕耘しないということなのですから、本人いわく、4、5については、年内に草刈り、耕耘をしたい。年内に終わらなければ年明けに対応したいという話をされております。

小屋があるので、この小屋については今、見積りを取っていて、3月末までには撤去するという話をいただいております。今後については、適正に農地管理を行っていくということですので、私としては承認でいいのかと思います。

以上です。

議長 農地利用最適化推進委員の若菜委員より、併せて御発言をいただきたいと思います。

若菜推進委員 まず4番からなのですけれども、4番は、去年、あっせんが初めて出ています。出て、周りの人にお話をしたのですけれども、ちょうど坂なのです。だから、トラクターが入れないということで却下されました。これは、私が作ろうかなと思ったのですけれども、やはりトラクターが入れない。トラクターが入れるけど田植機が入れない。

それで、本人がトラクターの乗り方を知らなくて、この狭い田を走ってしまったのですから、田というのは普通、平らですよ。凸凹になってしまったのです。凸凹のものを、今日、お昼前に私は会ってきましたから、草刈りをしてゆっくり走れということで、今日、作業は行っているはずですよ。

それと5番です。5番の3分の2は私が借りています。1枚の畑ですので、2年前にこれは中間管理機構を通して借りた畑なのですけれども、小屋、それと柿の木、あとは垣根です、風よけだったと思うのですけれども、それがあったので、これは撤去しないとまずいから、早急に撤去してくださいと。撤去した時点で私が借りますということをお願いして、もう2年がたってしまった。

この ■■■■■ さんというのは、相続を受けたのですけれども、祖父から相続を受けています。だから1代飛ばしての相続なのです。本来、まだ50歳少しぐらいだと思のですけれども、サラリーマンでなかなか休みが取れないということで、それだったら、撤去する業者を紹介しますということをも申し上げました。早かったら正月早々、工事にはかかるはずですよ。

そして、草がかなり出ていたので、草刈りはあまりお金をかけても大変なので、自

分でやりますということで、休みが取れない中、全力で草刈りはやりますという話はされてきました。

地主はすごく真面目な人間なので、この間も農地部会が終わって夜に少し相談に行ってきたのですけれども、30分ばかり2人で話して、すぐにこうやって動かれましたので、信用はできる人間だと思います。ただ、祖父が亡くなってからもう十何年たっているということは、こういう確認の書類がもう何回も来ていると思うのです。それに対して、小屋がもうずっと前から建っていたわけなのです。今、こうやって持ち出すのはおかしいのではないのかという話も少しされてきましたが。

説明は以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

今、若菜推進委員が言っていたように、きちんとやっていただける方とお話の中でお聞きしましたので、その辺はもう信用するしかないかと思っております。

それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第51号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第51号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第52号、農用地利用集積計画について（令和4年末更新分）議題といたします。

なお、本案につきましては、 委員及び 委員は当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

(委員、 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第6、議案第52号、農用地利用集積計画について（令和4年末更新分）。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画（令和4年末

更新分) について承認を求めます。

令和4年12月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

本件は、主に更新のため、別にお配りした資料のご確認をお願いいたします。

令和4年12月に更新時期を迎えた農用地利用集積計画になります。

権利の種類としては、使用貸借でございます。

貸し借りの期間としては、主に令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間でございまして、一部、1年間と2年間、それから5年の案件がございます。

件数が多いので読み上げませんので、お目通しをお願いします。

毎年この時期は農地の貸し借りの期間が到来したものについて継続更新の手続が必要となりまして、事務局から当事者へ継続の意思確認の連絡をし、今回、議案のとおり継続の申出がありました。

この農用地利用集積計画につきましては、借りる方の農家資格の承認をしていただくものですが、今回の借人は12名の方で、積極的に農業を営んでいらっしゃる方でございます。

今回の農用地利用集積計画では、貸人が17名、借人が12名、筆数が24筆、合計面積が1万8,884㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、議案第52号、農用地利用集積計画について（令和4年末更新分）について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

名前を見る限り、どなたも立派に農業をやられている方なので、問題はないと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第52号、農用地利用集積計画について（令和4年末更新分）を「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第52号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、[] 委員、[] 委員の入室を許可します。事務局でご案内

をお願いします。

(委員、 委員 入室)

議長 それでは、 委員、 委員にお伝えいたします。

ただいま、議案第52号、農用地利用集積計画について（令和4年末更新分）については、全員の賛成で承認をいただきましたので申し上げます。

今後ともよろしくをお願いします。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、事務局から何かございますか。

その他

・あっせん農地希望調査書について

議長 それでは、以上で、令和4年第12回座間市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後2時01分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

1 番 _____

7 番 _____